

不当労働行為の審査取扱状況（令和７年）

第１表 取扱件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	4	3	1
新規申立て	4	1	3
計	8	4	4

第２表 申立事項別件数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
１号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
２号（団体交渉の拒否）	2	1	3
３号（支配介入）	—	—	—
４号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
１号と２号の複合したもの	—	—	—
１号と３号の複合したもの	1	1	2
２号と３号の複合したもの	1	1	2
１号と２号と３号の複合したもの	—	1	1
１号と３号と４号の複合したもの	—	—	—
１号と２号と３号と４号の複合したもの	—	—	—
計	4	4	8

（注） 「申立事項」欄の１号ないし４号は、労働組合法第７条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表 申立理由別件数

7 条号別	申 立 理 由		繰越し	新規申立て	計
1 号	正当な組合活動による不利益取扱い	解 雇	—	1	1
		賃金等の差別	—	—	—
		仕事上の差別	—	—	—
		配 転	—	1	1
		そ の 他	1	—	1
		小 計	1	2	3
2 号	団体交渉の拒否		3	3	6
3 号	支 配 介 入	組 合 誹 謗	—	—	—
		別組合の育成	1	1	2
		協 定 不 履 行	—	—	—
		組合弱体化工作	2	3	5
		脱 退 強 要	1	—	1
		就 労 拒 否	—	—	—
		小 計	4	4	8
4 号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い		—	—	—
計			8	9	17

(注) 1 「申立理由」欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表 請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越し	新規申立て	計
原 職 復 帰 ・ バ ッ ク ペ イ	—	—	—
配 置 転 換 の 撤 回	—	1	1
不 利 益 取 扱 い の 撤 回	1	—	1
事 業 所 の 再 開	—	—	—
他 組 合 と の 差 別 禁 止	1	—	1
団 体 交 渉 の 応 諾	2	3	5
支 配 介 入 の 禁 止	1	1	2
謝 罪 文 の 掲 示 ・ 手 交	2	3	5

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表 月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰 越 し	—	—	—	1	—	—	1	1	—	—	1	—	4
新規申立て	—	1	—	—	—	1	—	2	—	—	—	—	4

第6表 地区別件数

地 区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰 越 し	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	4
新規申立て	—	3	—	—	1	—	—	—	—	—	4

第7表 業種別件数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越 し	—	2	—	—	—	1	1	—	—	—	4
新規申立て	—	2	1	—	—	—	—	—	—	1	4
計	—	4	1	—	—	1	1	—	—	1	8

第8表 企業規模別件数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰 越 し	1	2	—	1	—	—	—	4
新規申立て	2	1	—	1	—	—	—	4
計	3	3	—	2	—	—	—	8

第9表 終結区分別件数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越 し	1	—	1	—	2	1	—	—	1	3
新規申立て	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
計	1	—	1	—	2	1	—	1	2	4

第10表 終結件係属日数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	646	640	643
和 解 ・ 取 下 げ	284	19	152
総 平 均	—	—	397